

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う医療提供体制の「移行計画」の策定について（案）

令和5年4月20日
健康福祉部

計画期間：令和5年5月8日～9月30日

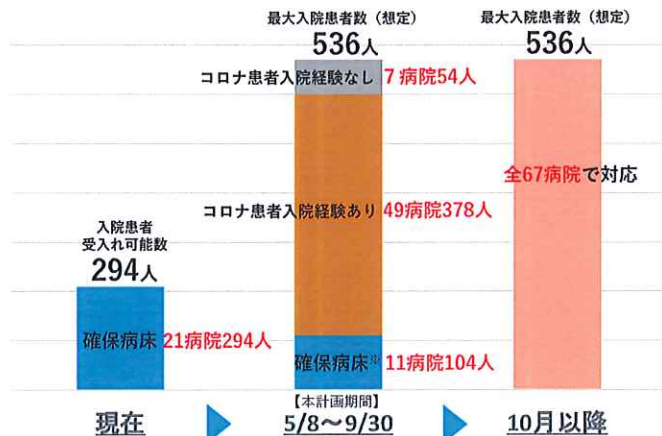
〔策定の目的〕

- 令和5年5月8日から、新型コロナウイルス感染症は、感染症法上の5類感染症に位置づけ。
- これに伴い、医療提供体制は、国民の安全を確保するために必要となる感染対策や準備を講じつつ、幅広い医療機関で新型コロナの患者が受診できる通常への段階的な移行を目指す。
- 都道府県は、必要な方に必要な医療が提供できる体制を構築するため、冬の感染拡大に先立ち、特に入院医療体制、入院調整に関して、地域の関係者と協議の上、幅広い医療機関で入院できる医療体制に向けた今後の移行の方針や目標等を示した9月末までの「移行計画」の策定を行うもの。

1 入院医療体制について

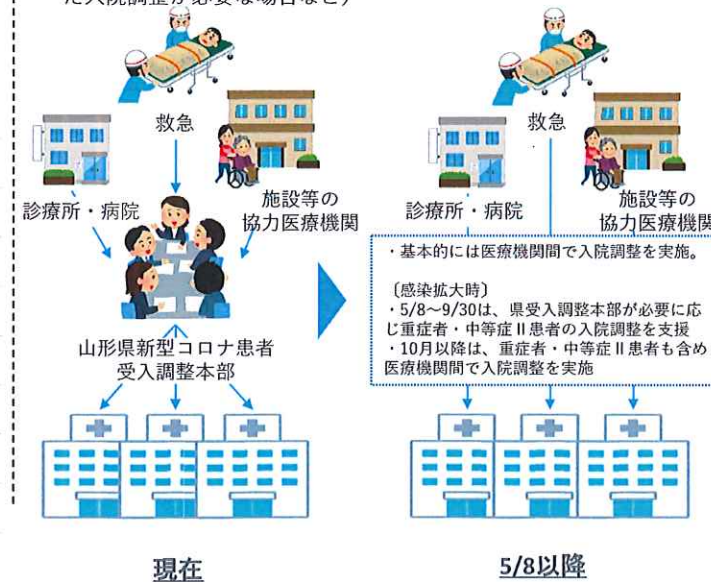
- 過去最大の入院者数536人（R5.1.3）が発生しても受け止められる体制を構築する。
- 重症者・中等症Ⅱ患者については、確保病床を有している11病院（104床）で対応する。
- それ以外の56病院においても、軽症者・中等症Ⅰ患者を受け入れる体制を目指す。

新型コロナウイルス患者の入院する医療機関



2 入院調整について

- 国の方針に基づき、位置づけ変更後は、原則、他の疾病と同様に入院の可否を医療機関が判断し、医療機関間での調整を基本とする仕組みへの移行を目指す。
- 感染拡大時で重症者・中等症Ⅱ患者の医療機関間での入院調整が困難な場合には、医療機関で患者の同意を得たうえで、県受入調整本部による入院調整の支援を実施する。（例えば、二次医療圏を越えた入院調整が必要な場合など）



(参考) 外来医療体制

- 現在コロナ患者の診療に対応している医療機関（令和5年3月時点の「診療・検査医療機関」457箇所）については引き続き対応を行い、新たにコロナ診療に対応する医療機関数を増やしながら移行していくことにより、県内約730箇所（※）の医療機関（「外来対応医療機関」という）での対応を目指していく。

※インフルエンザで受診可能な県内の医療機関

新型コロナウイルス患者の外来医療機関数

